

基本施策 1 健康増進

基本施策 1 「健康増進」

◆ 1. ふなばし健やかプラン 21

【健康政策課】

「ふなばし健やかプラン 21」とは、健康増進法第 8 条に基づく「市町村健康増進計画」です。市民一人ひとりが生活習慣の改善やこころの健康づくり等に取り組むためのもので、「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」を目指し、市民と行政が一体となり、協働で推進する計画です。平成 17 年に第 1 次計画を、平成 27 年に第 2 次計画を策定しました。

第 2 次計画では、「誰もが、健やかに、自分らしく生きがいをもって生活できるまち」を基本理念と定め、「健康寿命の延伸、市民の健康感・生活満足度の向上」を大目標としています。また、健康を支える環境や家族・地域の支えなど、地域社会の健康づくりが重要であることから、第 1 次計画に引き続き「声かけて 支えあって まちづくり」をキャッチフレーズとしています。

令和 2 年に、第 2 次計画の中間評価を実施した結果に基づき、生活習慣の改善に重要な「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養」「喫煙・飲酒」「歯・口腔」の 5 つの分野からなる「ふなばし健やかプラン 21（第 2 次）後期分野別計画」を策定しました。

計画の推進は、①市民の健康づくりがどのように行われ、広がったかを、市民・行政で共有し、評価するとともに、今後の推進について検討する「推進評価委員会」、②健康づくりのために必要な環境や支援を検討する「庁内推進委員会」、③市民の健康づくりを市民の立場から推進する「市民運動推進会議」等により、図っています。

◆ 2. 船橋市自殺対策計画

【健康政策課】

本市の自殺対策は、平成 22 年から「船橋市自殺対策連絡会議」を開催し、自殺の実態把握や関係機関との活動情報交換、自殺防止の啓発、広報等、総合的に推進してきました。

平成 28 年の自殺対策基本法の改正により、市に「自殺対策計画の策定」が義務付けられたことを受け、また、さらに対策を強化するために、「誰も自殺に追い込まれることのない 生きる道をつなぐ船橋市」を基本方針として、「船橋市自殺対策計画」を平成 31 年に策定しました。

「船橋市自殺対策計画」は、生きることの包括的な支援や関連施策との有機的な連携、関係者の役割の明確化などを図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

3. 保健所の設置

【保健総務課】

保健所は、地域保健法に基づき設置される地域住民の健康を支える中核となる施設です。市では、中核市移行に伴い、平成 15 年 4 月 1 日に市独自の保健所を設置しました。疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行っています。

施設の概要

所在地	船橋市北本町 1-16-55
開設年月日	平成 15 年 4 月 1 日(平成 27 年 10 月 1 日に現在の所在地へ移転)

4. 船橋市地域保健推進協議会の開催

【保健総務課】

母子・成人保健及び感染症対策等に係る施策や保健所の運営に関すること等、地域保健対策を総合的に推進するため船橋市地域保健推進協議会を開催しています。委員は、学識経験者・各種関係団体代表者・関係行政機関職員等で構成され、任期は2年です。

会議の開催状況

開催年月	主な協議内容
令和5年1月	部会からの報告、新型コロナウイルス感染症について、新型コロナウイルス感染症に伴い特に影響を受けた事業について、地域保健対策に関する主要な事業の実施報告について

5. 保健センターの設置

【地域保健課】

本市では、健康の保持増進や生活習慣病予防に関する啓発、妊娠・出産・子育てに関する相談や支援、乳幼児健診等保健サービスを総合的に実施する拠点として、市内の4か所に保健センターを設置し、市民の身近な場で保健師・栄養士・歯科衛生士等の専門職が、生涯を通じた健康づくりを目指した施策を推進しています。

(1) 中央保健センター

所在地 船橋市北本町 1-16-55(保健福祉センター内)

開設年月日 昭和48年10月1日(平成27年10月1日に現在の所在地へ移転)

(2) 東部保健センター

所在地 船橋市薬円台 5-31-1(社会福社会館内)

開設年月日 昭和59年4月1日

(3) 北部保健センター

所在地 船橋市三咲 7-24-1(北部福社会館内)

開設年月日 平成6年4月1日

(4) 西部保健センター

所在地 船橋市本郷町 457-1(西部消防保健センター内)

開設年月日 平成17年4月1日

施策1 「健康づくり」

1. ふなばし健康フォーラム

【健康政策課】

ふなばし健やかプラン21を推進するため、ふなばし健やかプラン21市民運動推進会議との共催により、市民とともに健康づくりについて考える機会として、平成18年度から開催しています。

開催概要

年度	テーマ	講師	会場	参加者数
2	みんなで目指そう健康寿命の延伸～with コロナ時代の健康づくりのポイント～	千葉大学客員教授 矢島 鉄也 氏 ふなばし健やかプラン21 推進評価委員会 会長 亀田 義人 氏	船橋市公式 YouTube チャンネ ル内にて配信	視聴回数 延べ444回
3	地域がいいききみんなで延ばそう健康寿命～心身の状態に応じた体操の効果～	明治安田生命 NHK テレビ・ラジオ体操指導者 多胡 肇 氏	宮本公民館2階 講堂	63人
4	「未来に向けて今、やるべきこと～SDGsに取り組む企業から学ぶ～」 「あなたに元気な毎日を。はじめよう、免疫ケア習慣！」	ガラスリソーシング株式会社 営業グループ課長 大網 将史 氏 キリンホールディングス株式会社 ヘルスサイエンス事業部 神谷 芳隆 氏	宮本公民館2階 講堂	20人

2. ふなばし健康まつり

【地域保健課】

船橋市の健康増進計画「ふなばし健やかプラン21」の推進のため、広く市民に健康づくりの動機付けとなる健康関連情報の提供や軽スポーツ体験、レクリエーション等を行うことで、自分の体の状態を実感したり、家族や仲間との絆を深めたりしてもらうことを目的に開催しています。

開催概要

年度	テーマ	会場	来場人数(人)	出展数
2★2	—	—	—	—
3★2	—	—	—	—
4	さいかい	イオンモール船橋	4,000人	32団体

3. ふなばし健康ポイント事業

【地域保健課】

健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる事業です。

参加登録者数

区分 年度	無償活動量計	有償活動量計	アプリ	I Cカード	合 計
2	1,772	150	1,768	85	3,775
3	1,830	175	3,099	84	5,188
4	1,748	177	3,848	90	5,863

4. 成人健康教育

【地域保健課】

(1) 糖尿病教室

糖尿病は、日常生活と食生活の改善が大切であり、生活習慣改善により参加者の健康増進、疾病の予防、合併症の予防のために、糖尿病教室を実施しています。

(2) 健康講座

生涯にわたる健康づくりを多角的にとらえ、その時代に沿った内容の教室を実施しています。

(3) 地区健康教育

健康づくりや生活習慣病予防などの啓発の一環として、町会・自治会、公民館などの協力を得ながら地区住民の要望を取り入れて、地区健康教育を企画実施しています。

(4) 運動教室

適度な運動を習慣化することにより、生活習慣病の予防と改善を促し、ストレスの解消や体調を整えるなど健康の保持増進を目指しています。

実施回数・延参加者数

区分	2		3 ^{★1}		4	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
糖尿病教室	— ^{★2}	— ^{★2}	6	74	9	91
健康講座	— ^{★2}	— ^{★2}	4	52	15	175
地区健康教育	12 ^{★1}	160 ^{★1}	58	788	116	1916
運動教室	16 ^{★1}	257 ^{★1}	80	1,044	96	1,341

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

5. 公園を活用した健康づくり事業

【地域保健課】

市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的な健康づくりが推進されるよう、自治会及び市民団体等の協力により実施しています。

実施回数・延参加者数

区分	2★ ¹		3★ ¹		4	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
公園事業	777	20,445	5,359	139,827	6,844	178,050

6. 地域・職域連携推進協議会

【地域保健課】

地域保健と職域保健の連携を図り、地域の生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制を整備・構築します。

実施回数

(単位：回)

区分	年度	2★ ¹	3★ ¹	4
協議会		—	1	1
作業部会		1	1	1

7. 自殺対策事業

【地域保健課】

(1) ゲートキーパー研修

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な相談先へつなげ、見守る人を養成するゲートキーパー研修等を行うことで、市民や相談支援者の自殺予防の意識を高め、自殺対策を推進しています。

実施回数・延参加者数

区分	2★ ¹		3★ ¹		4	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
ゲートキーパー研修	2	40	2	10,299	5	10,184

※令和3年度、令和4年度は市役所全職員（教職員含む）のeラーニング研修を実施した。

(2) SNS相談@船橋

心の不調や生活の不安などをSNSで相談できるよう、令和2年7月からLINEを活用したSNS相談事業を開始しました。

相談成立延件数

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
SNS相談		1,776	2,255	1,934

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

8. 受動喫煙防止対策事業

【地域保健課】

望まない受動喫煙をなくすため、市民や事業所へ周知啓発を行うとともに、義務違反内容を把握した場合は適切な助言指導・勧告等を行います。

相談対応件数 (単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4
相談対応件数	284	150	128

9. 熱中症予防対策事業

【地域保健課】

熱中症の危険性が極めて高くなる暑熱環境が予測される場合に、国民に「気づき」を与え、予防行動を促すため、熱中症警戒アラートが発表された時等に周知啓発を行います。

発表回数 (単位：回)

区分 \ 年度	2	3	4
熱中症警戒アラート発表回数	18	8	12

※千葉県での熱中症警戒アラート発表＝船橋市の発表基準

10. 成人栄養保健事業（成人保健事業における栄養部門抜粋）

【地域保健課】

健康的な生活習慣を確立するために、健康教育・まちづくり出前講座や健康相談などの各事業を通して、健康増進及び生活習慣病の予防を促すために栄養指導を行っています。

また、保健事業の参加者等で必要と思われる方には、家庭を訪問し、栄養状態を把握したうえで、食生活の改善と疾病の予防を図るために継続的な栄養指導を行っています。

実施回数・延参加者数

事業名 \ 年度	2		3		4	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
糖尿病教室	—★2	—★2	5★1	65★1	9	91
地区健康教育	2★1	29★1	10★1	90★1	24	310
成人栄養相談	—★2	—★2	—★2	—★2	1	2
なんでも食事相談	10★1	28★1	21★1	52★1	20★1	46★1
訪問栄養指導（面接等含）	—	36★1	—	33★1	—	16
ダイヤル・窓口栄養相談	—	38★1	—	42★1	—	52
CKD教室	—★2	—★2	2★1	31★1	4	65

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

1.1. 食育推進事業

【地域保健課】

(1) 食育推進事業

乳幼児期から食べる事に関心をもち、一人ひとりが自分自身で健康を守ることを考え、自立的に豊かな食生活を営むことができる能力を育てることや、家族のふれあいの中からこころの健全育成を図ることを目的に、関係機関と連携の上、啓発事業を実施しています。

実施回数・延参加者数

事業名	2★2		3		4	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
食育ミニ講座	—	—	—★2	—★2	—★2	—★2
食育講座	—	—	4★1	24★1	24★1	184★1
歯っぴいフッ化物塗布事業	—	—	—★2	—★2	—★2	—★2
健康まつり等イベント	—	—	—★2	—★2	5	276

(2) 食育展

市内における食育を推進するため、庁内食育関係各課及び市内食育関係団体等との連携により、6月の食育月間にパネル展示やイベント等による食育展を開催しています。

食育展期間中に実施した主なイベントとその来場者数

区分	年度	2★2	3★1	4
イベント来場者数		—	—	185
イベント内容		—	—	船橋産物の即売会、ベジチェック、フードドライブ
出展数		—	9課・8団体	9課・8団体

※令和4年度のイベント参加者数はベジチェックの参加者。

1.2. 食環境整備事業（「ふなばしMOREベジ協力店」推進事業）

【地域保健課】

市民が、外食や中食においても健康的な食事ができるよう、野菜摂取量の増加につながる取り組みを行う飲食店等を「ふなばしMOREベジ協力店」として登録し、旬の野菜や船橋産の農産物を摂取しやすい環境整備の推進を図るとともに、健康づくりを支援しています。

登録店舗数

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
登録店舗数		80	104	105

(各年度3月31日現在)

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

13. 食生活改善推進事業

【地域保健課】

栄養・運動・休養のバランスのとれた生活習慣を身につけた上で、地域の中で活動する食生活サポーターを育成し、市民と協働で食生活改善の啓発活動を実施しています。

実施回数・延参加者数

事業名	2★ ¹		3★ ¹		4★ ¹	
	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
食生活サポーター養成講座・研修会	1	43	1	36	17	97
食生活サポーターの活動	5	245	152	261	79	1261

※令和3年度・令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により縮小して実施したが、実施回数は家庭に訪問し個別に資料配布を行った場合も計上したため増加。

14. 歯・口の健康啓発事業

【地域保健課】

生涯にわたり、自分の歯で食事が出来るように歯の健康づくりを推進しています。

参加者数 (単位：人)

区分	年度	2★ ²	3	4
高齢者のよい歯のコンクール参加数		—	19★ ¹	22
親と子のよい歯のコンクール参加数		—	—★ ²	—★ ²
歯・口の健康啓発標語作品総数		—	4,081★ ¹	2,008★ ¹
健康まつり等参加数		—	—★ ²	215

15. 成人健康相談

【地域保健課】

(1) 成人健康相談

生活習慣病予防や健康全般について、各公民館や自治会館、集会所等で定期的に個別相談を実施しています。

(2) 骨密度測定と骨粗しょう症相談

骨粗しょう症予防のための日常生活の改善を促し、健康づくりの推進を図るため、骨密度測定と骨粗しょう症相談を各保健センターで実施しています。(骨密度測定は令和3年度で事業終了)

実施回数・延相談者数

区分	2		3★ ¹		4	
	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数	実施回数	相談者数
成人健康相談	139★ ¹	196★ ¹	218	301	196	512
骨密度測定と骨粗しょう症相談	—★ ²	—★ ²	85	1,265	—	—

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

16. 成人家庭訪問

【地域保健課】

保健師による家庭訪問事業

訪問指導を必要とする家庭に保健師が訪問し、健康の保持増進、疾病の予防、疾病の早期発見、正しい療養の仕方などについて対象に合わせた保健指導を実施しています。

延訪問指導者数 (単位：人)

区分	年度	2★ ¹	3★ ¹	4
延訪問指導者数		54	27	20

17. ふなばしシルバーリハビリ体操普及事業

【健康づくり課】

健康寿命の延伸を図ることを目的として、平成27年度からシルバーリハビリ体操推進事業を実施しています。シルバーリハビリ体操は、市民一人ひとりが無理なく始められ、誰にでもできる体操です。さらに市民自らが体操の指導士となり、指導士となった市民が他の市民に体操を教えることが大きな特徴です。一人で行うのではなく、体操を通じて、市民自らの健康寿命の延伸を図るとともに、市民相互に支えあって地域の健康づくりと介護予防に取り組むことを目的としています。

(1) 体操普及事業

① 市職員及び体操指導士による体操教室

ふなばしシルバーリハビリ体操教室を全公民館等で実施。

体操（体験）教室 実施状況

会場	年度	2★ ¹		3★ ¹		4★ ¹	
		実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)
公民館等		45	858	118	2,330	127	2,565
出前講座		1	12	3	43	8	197
その他		0	0	3	55	1	55
合計		46	870	124	2,428	136	2,817

② 体操指導士主催による体操教室

指導士主催体操教室 実施状況

区分	年度	2★ ¹	3★ ¹	4★ ¹
開催団体（団体）		35	49	60
指導士（人）		725	1,689	3,163
参加人数（人）		2,298	5,595	11,489

(2) 体操指導士養成事業

① 初級指導士養成

- ・初級指導士養成講習会の開催。平日 5 コース計 5 回、土曜日コース 1 コースを含め計 6 回。各コース修了後に、実技の復習等を行うフォローアップ研修会（任意参加）を開催。
- ・体操指導士は、無償のボランティアとして活動することを基本とし、地域での体操の普及に取り組む。

初級指導士 認定者数

(単位：人)

年度 性別	2★ ²		3★ ¹		4★ ²	
	指導士 (男)	指導士 (女)	指導士 (男)	指導士 (女)	指導士 (男)	指導士 (女)
計	—	—	7	24	—	3(※)
合計	—		31		3(※)	

(※)令和 4 年度は、令和 3 年度の補講のみを実施

② 上級指導士養成

- ・平成 30 年度から上級指導士養成講習会 1 コースの開催。平成 30 年度は 10 名を認定。
- ・上級指導士の養成は、3 年に 1 回実施予定。
- ・地域での体操の普及に取り組む、初級指導士の育成も行う。

18. 栄養指導事業

【保健総務課】

特定給食施設等に対し、栄養管理の質の向上を図るため、個別巡回指導を行うとともに、設置者、管理者及び従事者を対象とした研修会を実施しています。

また、国民の身体状況や栄養摂取量等の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図る基礎資料を得るため、健康増進法に基づき国民健康・栄養調査(11 月)などの統計調査を実施しています。

さらに、食品の栄養成分表示や虚偽誇大表示等の相談並びに指導等を行います。

《令和 4 年国民健康・栄養調査実施状況》

調査地区	1 地区
対象世帯	21 世帯
実施世帯	9 世帯
実施世帯員	25 名

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

個別巡回指導実施状況

(単位：箇所)

区分	2★ ²		3★ ¹		4★ ¹	
	施設数	指導施設数★ ²	施設数	指導施設数★ ¹	施設数	指導施設数★ ¹
学校	98	0	99	28	99	29
病院	22	0	22	0	22	0
介護老人保健施設	14	0	14	0	14	1
老人福祉施設	27	0	28	0	30	4
児童福祉施設	81	0	83	0	87	9
社会福祉施設	4	0	4	0	4	1
事業所	27	0	28	0	28	1
一般給食センター	0	0	0	0	0	0
自衛隊	1	0	1	0	1	0
その他	17	0	18	0	17	2

集団指導実施状況

(単位：件)

区分	年度	2★ ²	3★ ²	4★ ²
実施回数		-	-	-
参加延べ施設数		-	-	-

食品に関する相談・指導

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
特別用途食品及び特定保健用食品(※1)		0(0)	0(0)	0(0)
食品表示(保健事項)(※2)		46	34	21
虚偽誇大広告について		4	4	3

※1 ()内は、特定保健用食品再掲です。

※2 食品表示(保健事項)には栄養機能食品、機能性表示食品を含みます。

施策2 「疾病予防対策の充実」

1. 3～6歳児・歯っぴいフッ化物塗布事業（旧歯みがキッズ教室）

【地域保健課】

各保健センターにおいて、夏休みの期間を利用して、3歳から就学前までの幼児を対象に歯科健診及び指導や相談を行うとともにフッ化物歯面塗布（希望者）を実施しています。

併せて保護者に対しても歯科健診及び指導を行い、口腔疾患の予防啓発を推進しています。

実施回数・参加者数

区分 \ 年度	2★2	3★2	4★2
実施回数	—	—	—
幼児数	—	—	—
保護者数	—	—	—

2. フッ化物洗口事業

【地域保健課】

歯の生え変わりの時期にフッ化物による洗口を集团的、継続的に実施することにより、永久歯の健康の保持増進を図るため、小学校において実施学年の希望する児童に週1回実施いたします。

実施状況

区分 \ 年度	2★1	3★1	4
施設数	—	15	26
クラス数	—	246	440
フッ化物洗口実施者数	—	7,253	12,746
歯科衛生士の健康教育回数	1	44	72
健康教育受講者延数（保護者を含む）	59	12,167	18,693

3. 巡回歯科指導

【地域保健課】

(1) 私立保育園・認定こども園・私立幼稚園歯科指導

市内の私立保育園・認定こども園・私立幼稚園の園児を対象に歯みがき指導を行っています。

(2) マザーズホーム等歯科指導及び歯科健診

東・西簡易マザーズホーム・親子教室等に通園している児に歯科健診・歯みがき指導等を行い、希望者にはフッ化物歯面塗布も併せて行っています。

特別支援学校においては、小・中・高等部の児童・生徒に対し、歯みがき指導を実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

実施回数・指導者数

事業名	年度	2★ ¹		3★ ¹		4	
		実施回数	実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	実施人数
私立保育園・認定こども園 歯科指導		6	157	25	786	39	1,065
私立幼稚園歯科指導		1	42	5	345	11	689
市立特別支援学校歯科指導		0	0	0	0	2	165
マザーズホーム歯科健診		2	19	4	33	4	33
ひまわり・たんぽぽ親子教室 歯科健診		8	98	8	100	8	97

※ 令和4年度特別支援学校は児童・生徒ではなく教員に歯科保健指導を実施

4. 歯科衛生士による家庭訪問事業

【地域保健課】

訪問指導を必要とする幼児等への歯に関する相談（面接・電話・文書を含む）を行っています。

指導延人数

(単位：人)

区分	年度	2	3	4
実施者数		800	186	166

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一時中止していた幼児健康診査の対象者が返送した問診票に記載されている内容をもとに電話相談を行った。

5. その他の歯科保健事業（他職種との協働歯科事業）

【地域保健課】

その他、各保健センター・地区においては保健師等と歯の健康づくりを目的として事業を実施しています。

他職種との協働歯科事業

区分	年度	2		3		4	
		実施回数	実施人数	実施回数	実施人数	実施回数	実施人数
4か月児健康相談		—★ ²	—★ ²	—★ ²	—★ ²	64★ ¹	744★ ¹
地区健康教育	成人	3★ ¹	51★ ¹	2★ ¹	41★ ¹	31★ ¹	413★ ¹
	母子	3★ ¹	102★ ¹	0★ ¹	0★ ¹	17★ ¹	308★ ¹
地区健康相談	成人	0★ ¹	0★ ¹	0★ ¹	0★ ¹	5★ ¹	8★ ¹
	母子	4★ ¹	26★ ¹	0★ ¹	0★ ¹	20★ ¹	110★ ¹
糖尿病教室		—★ ²	—★ ²	2★ ¹	28★ ¹	3★ ¹	36★ ¹
食育講座		—★ ²	—★ ²	4★ ¹	24★ ¹	24★ ¹	184★ ¹

※ その他、窓口歯科相談等実施している。

※ 令和3年度は令和2年度に中止した私立保育園・認定こども園・私立幼稚園の歯科指導を優先に実施するため、健康教育・健康相談事業を縮小した。

6. 成人歯科健康診査

【地域保健課】

生涯における歯と口腔の健康を確保し、食生活をはじめとする日常生活の質の向上を図るため、成人期からの切れ目のない歯・口腔疾患の予防支援策として、20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・65歳・70歳の市民を対象に実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
2		3,655	281	829	2,545
3		3,506	290	859	2,357
4		3,429	266	867	2,296

7. 歯科健康診査

【地域保健課】

(1) 1歳6か月児健康診査

1歳6か月児は、離乳完了後における食習慣の基礎づくりのスタートラインであり、嗜好の傾向が決まる時期でもあります。また、口腔内では、乳歯もかなり萌出し、むし歯にかかりはじめる時期であるため、歯科健診では、むし歯、歯の異常の発見、予防の指導及び相談を実施しています。

(2) 幼児歯科指導

①こどもの歯科相談

0歳～3歳未満までの乳・幼児にむし歯予防の相談を実施しています。

②2歳6か月児歯科健康診査

2歳6か月児を対象に歯科健康診査（フッ化物歯面塗布）を実施しています。

(3) 3歳児健康診査

3歳児は乳歯列が完成し、食事や間食の選択も自己主張できるようになり、乳歯のむし歯が急増する時期にあたります。

また、1人当たりのむし歯の本数も多くなることから、歯科健診ではむし歯の有無と同時に、要注意の歯や指しゃぶり等による咬合の異常の発見、予防の指導及び相談を実施するとともに、併せて保護者の口腔内観察も実施しています。

(4) 妊婦歯科健康診査

むし歯や歯周病など歯科疾患が重篤しやすい妊娠中に歯科健診の機会を設け、歯科疾患の早期発見と予防を促すため、協力歯科医療機関で個別歯科健診を実施しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

実施回数・受診者数

区分	年度	2★ ¹		3★ ¹		4★ ¹	
		実施回数	参加者数	実施回数	参加者数	実施回数	参加者数
1歳6か月児健康診査		63	3,554	72	3,756	72	3,533
幼児歯科指導 (こどもの歯科相談・2歳6か月児 歯科健康診査)		0	0	108	3,013	122	3,167
3歳児健康診査 (保護者の口腔内観察)		63	3,653	72	3,843	72	3,761
			0		0		0

※ 令和3年度は令和2年度に中止した期間の対象者も含めて2歳6か月児歯科健康診査を実施した。

妊婦歯科健康診査受診者数

(単位：人)

年度	区分	受診者数	異常なし	要指導	要精密・要治療
2		1,282	124	71	1,087
3		1,509	143	78	1,288
4		1,418	171	98	1,149

8. 各種検診

【健康づくり課】

(1) 胃がん検診

40歳以上の市民を対象に胃がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

胃部エックス線検査 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
2★ ¹		2,711	238
3		2,839	249
4		2,569	188

※ 40歳以上の偶数年齢が対象。

胃部内視鏡検査 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
2★ ¹		4,373	56
3		5,970	64
4		6,381	48

※ 50歳以上の偶数年齢が対象。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 子宮頸がん検診

20歳以上の女性市民を対象に子宮頸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
	2★ ¹	23,843	558
	3	27,605	660
	4	25,248	593

※ 20歳以上の偶数年齢が対象。

(3) 乳がん検診

30歳以上の女性市民を対象に乳がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

超音波検査 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
	2★ ¹	4,497	117
	3	5,525	136
	4	4,709	121

※ 30歳代の偶数年齢が対象。

マンモグラフィ 受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
	2★ ¹	17,176	1,876
	3	21,404	2,292
	4	19,564	1,890

※ 40歳以上の偶数年齢が対象。

(4) 肺がん検診

40歳以上の市民を対象に肺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査	喀痰細胞診
	2★ ¹	74,745	2,401	997
	3	78,323	2,391	1,122
	4	76,238	2,485	1,090

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(5) 大腸がん検診

40歳以上の市民を対象に大腸がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
2	★1	65,852	4,836
3		67,335	4,625
4		65,327	4,480

(6) 前立腺がん検診

50歳以上の5歳刻みの年齢の男性市民を対象に前立腺がんの早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	要精密検査
2	★1	5,150	567
3		5,578	690
4		5,879	710

(7) 肝炎ウイルス検診

40歳以上の市民（過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受診した者は除く）を対象に肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、自身が感染の状況を認識し、必要に応じて医療機関で受診することにより、肝炎に関する健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	HCV抗体		HBs抗原	
			陽性	陰性	陽性	陰性
2	★1	6,748	14	6,701	22	6,708
3		7,333	16	7,298	33	7,276
4		6,349	8	6,315	35	6,288

(8) 風しん抗体検査

妊娠を希望する女性、妊娠を希望する女性の配偶者等、抗体価の低い妊婦の配偶者等である市民を対象に、風しんの抗体検査の促進を図ることにより、先天性風しん症候群の発症を防ぐことを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	免疫なし	免疫あり
2		1,111	496	615
3		1,033	442	591
4		975	458	517

(9) 風しん抗体検査（追加的対策）

公的な定期予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性市民を対象に、風しんの抗体検査の促進を図ることにより、風しんのまん延の予防及び先天性風しん症候群の発症を防ぐことを目的として実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	受診者数	免疫なし	免疫あり
2		8,833	1,918	6,915
3		6,010	1,215	4,795
4		2,848	562	2,286

9. 予防接種事業

【健康づくり課】

予防接種法に基づき、ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリオ）・麻しん・風しん・日本脳炎・破傷風・結核（BCG）・Hib感染症（ヒブ）・肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）・ヒトパピローマウイルス感染症（HPV）・水痘・B型肝炎・ロタウイルス感染症・インフルエンザ・肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）の定期予防接種を実施しています。

また、1歳の子に対するおたふくかぜ任意予防接種の費用助成や、風しんの抗体価が十分でない妊娠を希望する人等に対する風しん予防接種の費用助成等を、市独自に実施しています。

乳幼児 接種者数 (単位：人)

年度	区分	三種混合 ※1	四種混合 ※2	ポリオ	MR ※3	日本脳炎	BCG
2		0	19,384	3	10,028	19,239	4,807
3		2	17,355	3	9,554	11,124	4,181
4		1	16,776	2	9,154	16,725	4,280

年度	区分	ヒブ	肺炎球菌	水痘	B型肝炎	ロタウイルス ※4	おたふくかぜ
2		19,651	19,004	9,739	14,256	7,867	3,917
3		17,304	17,249	8,801	12,722	10,130	3,711
4		16,768	16,768	8,179	12,430	9,842	4,265

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

児童・生徒等接種者数（単位：人）

区分 年度	日本脳炎	二種混合 ※5	HPV ※6
2	5,571	5,048	804
3	2,007	4,495	2,708
4	7,354	5,825	7,357

高齢者等接種者数（単位：人）

区分 年度	インフルエンザ	肺炎球菌 ※4
2	108,088	4,496
3	100,321	2,883
4	104,276	2,322

- ※1 三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風混合）
- ※2 四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ混合）
- ※3 MR（麻しん・風しん混合）
- ※4 任意接種含む
- ※5 二種混合（ジフテリア・破傷風混合）
- ※6 令和4年度はキャッチアップ接種（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方を対象に実施する予防接種）分を含む

特別の理由による再接種費用助成事業利用者数

（単位：人）

区分 年度	利用者数
2	3
3	2
4	5

風しん予防接種費用助成事業利用者数

（単位：人）

区分 年度	利用者数
2	649
3	672
4	603

成人接種者数

（単位：人）

区分 年度	風しん第5期
2	1,671
3	1,134
4	494

◆10. 第3期船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画

【健康づくり課】

高齢化の急速な進展に伴い、疾病全体に占める、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等といった生活習慣病の割合が増加しています。生活習慣病の発症や重症化の予防に重点を置いた取り組みを行うことで、中長期的な医療費の増加を抑えることができると考えられているため、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査と、生活習慣病発症予防のための特定保健指導の実施及び実施計画の策定が医療保険者※に義務づけられました。本市においては平成20年3月に第1期、平成25年3月に第2期、平成30年3月に第3期の船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標達成に向け事業を実施しています。

※ 医療保険者とは、健康保険組合や国民健康保険などの医療保険の運営主体。

◆ 1 1. 第 2 期船橋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

【健康づくり課】

「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」にて、保険者が健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うものとしています。

船橋市においても、被保険者の QOL（生活の質）の向上と健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目指してデータ分析に基づく保健事業を展開し、PDCA サイクルに沿った継続的な事業を実施することを目的に、平成 28（2016）年に第 1 期、平成 30（2018）年に第 2 期船橋市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、推進に取り組んでいます。

1 2. 特定健康診査・特定保健指導

【健康づくり課】

船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導の目標値（単位：％）

区分 \ 年度	2	3	4
特定健康診査受診率	54	56	58
特定保健指導実施率	45	50	55

※ 第 3 期「船橋市国民健康保険特定健康診査等実施計画」より

船橋市国保の特定健康診査・特定保健指導実績

区分 \ 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	実施者数 (人)	実施率 (%)
2★ ¹	79,571	33,287	41.8	3,650	732	20.1
3	77,190	32,403	42.0	3,439	969	28.2
4	72,336	30,328	41.9	3,216	970	30.2

施策3 「健康危機管理の強化」

◆ 1. 船橋市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】

【健康危機対策課】

病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等が発生した場合、職員本人やその家族のり患等により、平常時と同様の業務実施が困難となることが想定されます。このような状況においても、新型インフルエンザ等対応業務に加え、優先度の高い通常業務を継続し、市民生活への影響をできる限り軽減するため、業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ等編】〔初版〕を作成しました。

◆ 2. 船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画

【健康危機対策課】

新型インフルエンザ等の発生に備えて対策の充実・強化を図るため、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画として「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成し、平成30年11月に国及び千葉県の行動計画が変更されたことに伴い、市行動計画を変更しました。

<計画の概要>

(1) 対象とする感染症

- ① 新型インフルエンザ（再興型インフルエンザを含む。）
- ② 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）

(2) 計画の目的

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

(3) 発生段階及び主要6項目

新型インフルエンザ等の発生段階を、千葉県と同様「未発生期」→「海外発生期」→「国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期」→「県内感染期」→「小康期」の5段階に設定し、発生段階ごとに「(1)実施体制」「(2)サーベイランス・情報収集」「(3)情報提供・共有」「(4)予防・まん延防止」「(5)医療」「(6)市民生活及び市民経済の安定の確保」の主要6項目についての対策を記載しています。

- ★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
- ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

発生段階ごとの主な対策の概要							
	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期)～県内発生早期	県内感染期	小康期		
① 対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた事前準備 発生に備えた継続的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市内発生が遅延と早期発見 市内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 発生後の感染拡大の抑制 適切な医療の提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制の維持 健康被害や市民生活等の影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活・経済の回復 第二波に備えた第一波の評価 		
② 実施体制	国・地方公共団体・指定(地方)公共機関等を挙げての体制強化 <ul style="list-style-type: none"> 行動計画・業務継続計画等の作成及び見直し 県と連携した訓練の実施 必要に応じ健康危機管理対策委員会で情報共有 			<ul style="list-style-type: none"> 健康危機管理対策委員会で対応策の確認 対策本部の設置(任意) 対策本部会議の開催 業務継続計画の発動 関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部会議の開催 業務継続計画に基づく優先業務の実施 関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部会議の開催 業務継続計画に基づく優先業務の実施 関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部の廃止 縮小・中止をしていた業務の再開 行動計画等の見直し
③ スurveイランス	発生段階に応じたサーベイランスの実施 <ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランス 			<ul style="list-style-type: none"> 患者の全数把握の継続 入院患者の全数把握の実施 学校等集団発生把握の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランスに戻す 患者及び入院患者の全数把握の中止 重症者及び死亡者のみ把握 	<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランスの実施 学校等集団発生把握の強化 	
④ 情報提供・共有	一元的な情報発信、市民への分かりやすい情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 利用可能なあらゆる媒体による情報提供 手洗い・うがい等の感染対策の普及 広報チームの設置の準備 職員間の情報共有 関係機関等と双方向の情報共有の体制整備 発生時における相談窓口設置準備 			<ul style="list-style-type: none"> 利用可能なあらゆる媒体による情報提供 手洗い・うがい等の感染対策の普及 広報チームを設置し一元的な情報提供 相談センターで一般の相談窓口を開設 関係機関等と双方向の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能なあらゆる媒体による情報提供 広報チームによる一元的な情報提供 業務継続計画による中止・縮小業務等の周知 相談窓口の充実強化 関係機関等と双方向の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能なあらゆる媒体による情報提供 広報チームによる一元的な情報提供 業務継続計画による中止・縮小業務等の周知 相談窓口の継続 関係機関等と双方向の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 小康期に入ったことの周知 第二波に備えた市民への情報提供と注意喚起 業務再開の周知 相談窓口の縮小 第二波に備え、関係機関との情報共有体制の再整備の検討

発生段階ごとの主な対策の概要							
	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (県内未発生期)～県内発生早期	県内感染期	小康期		
④ まん延防止	法制化された予防接種の実施 <ul style="list-style-type: none"> 個人レベルの対策普及 職場における感染対策の周知準備 特定接種登録業務への協力 特定接種及び住民接種の接種体制の構築 接種に関する情報提供 			<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の普及 入国者に関する健康観察等の実施 感染症法に基づく患者への対応の実施 職員等への特定接種の実施 住民接種の具体的準備 接種に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の勧奨 感染症法に基づく患者への対応の実施 職場における感染対策の徹底要請 住民接種の開始 接種に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策を強く勧奨 患者の濃厚接触者を特定しての措置の中止 濃厚接触者(同居者は除く)の予防投与の中止 職場における感染対策の徹底要請 住民接種を進める 接種に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策継続の必要性の周知 住民接種を進める
⑤ 医療	発生段階に応じた医療体制 <ul style="list-style-type: none"> 市内医療体制の整備 相談センター設置準備 感染期における医療の確保 医療資器材(個人防護具等)の備蓄 			<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来の設置 相談センターの設置(患者の振り分け開始) PCR検査の実施 確定患者への入院勧告 濃厚接触者への予防投与 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来の継続 相談センターの拡充 PCR検査の実施(患者増加段階では重症者に限定) 確定患者の入院勧告 濃厚接触者への予防投与 	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来の中止 入院勧告の中止 原則一般の医療機関での診療を開始 重症者及び重症に準ずる者を入院、軽症者を在宅療養とする振り分けを実施 在宅療養者への支援 ファックス処方の導入 ★臨時医療施設の設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制に戻す 不足する医療資器材(個人防護具等)の備蓄 ★緊急事態宣言措置を縮小・中止
⑥ 市民生活及び市民経済の安定の確保	関係機関等との連携による市民生活及び市民経済の安定の確保 <ul style="list-style-type: none"> 感染期における要援護者への生活支援の具体的手続きの決定 遺体安置所の決定 火葬能力の把握 遺体安置所の決定 個人防護具等物資の備蓄 			<ul style="list-style-type: none"> 事業者へ健康管理の徹底及び感染対策の実施要請 遺体安置所確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体安置所確保の準備 消費者としての適切な行動の呼びかけ ★指定(地方)公共機関は業務を継続 ★生活関連物資等の価格の安定等の要請 ★犯罪防止に係る情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ ★遺体安置所の設置 ★埋葬・火葬の特別 ★事業者等への支援策の周知及び相談業務の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ ★事業者等への支援策の周知及び相談業務の実施 ★緊急事態宣言措置の縮小・中止
	<ul style="list-style-type: none"> ★は新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置 						

3. 健康危機管理対策

【健康危機対策課】

感染症、食中毒、医薬品、飲料水、毒物劇物その他何らかの原因により住民の生命や健康を脅かす健康被害について、その発生予防に努めるとともに、発生時には被害の拡大を抑えるため情報の収集及び提供・医療救護・防疫対策等の対応を図ります。

また、平時より地域の医療機関や県等との連携を図り健康危機管理体制の整備に努めています。

4. 結核予防対策

【健康危機対策課】

(1) 結核予防事業

結核対策は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康診断・患者管理・服薬支援(DOTS)・結核医療・発生動向調査等一貫した対策を行っています。

結核予防事業実績 (単位：人)

年	区分	新登録患者	年末登録患者	保健指導数		接触者健診	
				訪問(件)	面接等(件)	対象者	発見患者
2		70	198	384	1140	546	2
3		57	163	346	2063	702	24
4		46	124	108	1949	371	2

※新登録患者、年末登録患者は国の統計に合わせて暦年(1月1日～12月31日)で表示。

※保健指導数と接触者健診は各年度の実績数。

(2) 結核検診

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、65歳以上の市民を対象に胸部エックス線検査を実施しています。

受診者実績 (単位：人)

年度	区分	65歳以上の市民		
		受診者数	異常なし	要精検
2★2		—	—	—
3		9	9	0
4		8	8	0

5. 感染症予防対策

【健康危機対策課】

(1) 感染症予防事業

感染症の予防及び発生時のまん延防止に努め、患者の人権に配慮しながら市民の安全な生活を守ります。また、感染症に関する情報の発信・知識普及に努め市民への予防啓発活動を行います。

感染症予防事業実績

(単位：人)

区分 年	発生状況					保健指導数	
	細菌性 赤痢	腸管出血性 大腸菌感染症	コレラ	腸チフス パラチフス	その他	訪問数 (件)	面接等 (件)
2	0	17	0	0	63	26	551
3	0	16	0	0	65	19	1266
4	0	31	0	0	73	33	2412

※発生状況は国の統計に合せて暦年（1月1日～12月31日）で表示。

※保健指導数は各年度の実績数。

① 蚊媒介感染症に関する蚊の密度及びウイルス保有調査^{★2}

デング熱に代表される蚊媒介感染症の平常時対策として平成27年6月から、調査地点で捕獲した蚊で定期的な媒介蚊の発生状況やウイルス保有状況の調査を実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策のため、令和2年度から調査を中止しています。

② 「0(ゼロ)のつく日は、ポウフラ・0(ゼロ)」運動の実施

デング熱などの感染症を媒介する蚊の発生予防のため、4月から8月の毎月10日・20日・30日を屋外点検の日として、ヒトスジシマカなど蚊の幼虫の発生源をなくす取り組みを平成27年度より開始しました。また自らの手で行う予防策として市民にも周知啓発を実施しています。

③ 感染症対策研修会の実施^{★2}

感染症に関する知識普及を目的に研修会を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から中止しています。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) エイズ予防事業

エイズのまん延を防ぐために予防啓発活動に努め、相談（随時）、検査体制を整備し、H I V検査に併せて、梅毒、クラミジア検査を実施しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、令和2年度はH I V検査を全て中止、令和3、4年度は一部中止しました。

エイズ予防事業実績 (単位：件)

区分 年度	エイズ相談	H I V検査	梅毒抗体検査	クラミジア抗原検査
2★2	—	—	—	—
3★1	41	308	279	267
4★1	40	567	516	500

(3) 肝炎ウイルス検査事業

B・C型ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため、相談・検査を実施しています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、令和2年度は肝炎検査を全て中止、令和3、4年度は一部中止しました。

肝炎ウイルス検査事業実績 (単位：件)

区分 年度	相談	検査
2	2	—★2
3	12	17★1
4	7	13★1

6. 保健所検査業務

【健康危機対策課】

感染症や食中毒等の健康危機対策及び日頃の地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上を図るため、令和3(2021)年度に保健所検査室は船橋市衛生試験所として地方衛生研究所全国協議会に加入しました。地域における科学的かつ技術的に中核となる機関として、関係機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行い、市民の健康維持、増進に努めていく必要があります。

実績

区分	主な内容
①調査研究	学会発表 新型コロナウイルス感染症の流行開始シグナルの検討について ～感染者数の移動平均線を用いて～ 千葉県公衆衛生学会 口頭発表 (Web開催) 令和5年2月
②試験検査	新型コロナウイルス感染症対策 1. (4)及び微生物学的検査から精度管理業務までを参照
③研修指導・受講	指導実績 ・なし 受講実績 ・蚊類調査技術研修 (国立感染症研究所。以下「感染研」)。 ・検査能力向上研修 (感染研) ・薬剤耐性菌技術研修 (感染研) ・アニサキス技術講習会 (感染研) ・希少感染症診断技術研修会 (感染研)
④公衆衛生情報等の収集・解析・提供	新型コロナウイルス感染症患者数の推移を統計ソフトを用いて解析し、結果を保健所内に提供した。

(1) 微生物学的検査

感染症発生時及び食中毒発生時の検査等を実施します。

感染症対策検便検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		53	35	167
赤痢菌		0	0	0
腸管出血性大腸菌		50	35	167
チフス菌		3	0	0
パラチフスA菌		0	0	0

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

食中毒関連対策検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		22	43	379
細菌検査		361	738	2534
寄生虫検査		0	0	0
ウイルス検査		16	18	135
ノロウイルス遺伝子型別解析		0	0	8

感染性胃腸炎対策検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		16	27	55
ウイルス検査		32	73	152
ノロウイルス遺伝子型別解析		0	0	0

院内感染対策検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		0	11	0
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌 (パルスフィールドゲル電気泳動)		0	11	0

薬剤耐性菌検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		6	15	13
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌		6	15	10
バンコマイシン耐性腸球菌		0	0	3

レジオネラ属菌検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		3	1	2
喀痰	レジオネラ属菌	3	1	2

蚊媒介感染症検査実績

(単位：件)

区分	年度	2	3	4
検体数		0	0	3
蚊	デングウイルス	—★2	—★2	—★2
	チクングニアウイルス	—★2	—★2	—★2
	ジカウイルス	—★2	—★2	—★2
血液	デングウイルス	0	0	2
	チクングニアウイルス	0	0	2
	ジカウイルス	0	0	2
尿	デングウイルス	0	0	1
	チクングニアウイルス	0	0	1
	ジカウイルス	0	0	1

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(2) 臨床検査

原子爆弾被爆者の健康診断としての尿検査、エイズ予防対策としてのH I V検査、性感染症予防対策としての梅毒抗体検査、結核予防対策としてのクオンティフェロン（Q F T）検査、結核菌塗抹培養検査を実施します。

臨床検査実績

(単位：件)

区分		年度	2	3	4
尿	糖		—★2	—★2	19
	蛋白		—★2	—★2	19
	潜血		—★2	—★2	19
	ウロビリノーゲン		—★2	—★2	19
喀痰	結核菌	塗抹	11	0	0
		培養	11	0	0
血液	Q F T検査		295	402	103
	H I V検査		—★2	308★1	567
	梅毒抗体検査		—★2	279★1	516

(3) 食品衛生検査

食品の安全性を確保する目的で、食品等の細菌数及び病原起因菌等の微生物学的検査並びに保存料・甘味料等の理化学的検査を実施します。

食品検査実績

(単位：件)

区分		年度	2★2	3★2	4★1
微生物学検査	検体数		—	—	24
	項目数		—	—	48
理化学的検査	検体数		—	—	0
	項目数		—	—	0

(4) 環境衛生検査

公衆浴場等の衛生状態を確認するために、レジオネラ属菌等の検査を実施します。

環境検査実績

(単位：件)

区分	年度	2★2	3★1	4★1
レジオネラ属菌（培養法）		—	3	21
レジオネラ属菌（迅速法）		—	3	11
大腸菌群		—	0	0
過マンガン酸カリウム消費量		—	0	0

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(5) 精度管理業務

検査結果の信頼性を確保する目的で、内部精度管理及び外部精度管理を実施します。

内部精度管理実施実績

(単位：件)

区分		年度	2★ ²	3★ ¹	4★ ¹
細菌検査	添加回収試験	一般細菌数（生菌数）	—	0	2
	陽性対照試験	大腸菌群	—	0	2
		大腸菌	—	0	1
		黄色ブドウ球菌	—	0	0
		サルモネラ属菌	—	0	0
		腸炎ビブリオ	—	0	0
		クロストリジウム属菌	—	0	0
	繰り返し試験	一般細菌数（生菌数）	—	1	2
理化学検査	添加回収試験	サッカリンナトリウム	—	0	0
		ソルビン酸	—	0	0
		タール色素	—	0	0
		亜硝酸根	—	0	0
		安息香酸	—	0	0
		デヒドロ酢酸	—	0	0
	繰り返し試験	サッカリンナトリウム	—	0	0
		ソルビン酸	—	0	0
		亜硝酸根	—	0	0
		安息香酸	—	0	0
		デヒドロ酢酸	—	0	0

外部精度管理実施実績

(単位：件)

区分		年度	2	3	4
一般財団法人 食品薬品安全センター	細菌検査	一般細菌数	1	1	1
		大腸菌群	1	1	1
		大腸菌	1	1	1
		黄色ブドウ球菌	1	1	1
		サルモネラ属菌	1	1	1
		腸内細菌科菌群	1	1	0
	理化学検査	タール色素	0	0	0
		安息香酸	—	—	—
厚生労働省	細菌検査	コレラ菌	—	—	1
		カルバペネム耐性腸内細菌科細菌	1	—	—
	ウイルス検査	新型コロナウイルス	1	2	2
		新型コロナウイルス遺伝子解析	—	—	1
千葉県衛生研究所	細菌検査	カンピロバクター属菌	1	—	—
		リステリア菌	—	1	—
		腸管出血性大腸菌	—	—	1
	ウイルス検査	ノロウイルス	—	1	1
日水製薬株式会社	細菌検査	レジオネラ属菌	1	—	—
		レジオネラ属菌	1	1	1
特定非営利活動法人結核感染診断研究会	血液検査	Q F T 検査	1	1	1

7. 食品衛生事業

【衛生指導課】

食品関係営業施設について、許可処分を行います。また、定期的に施設の監視指導を実施し、食品の衛生管理について指導及び助言を行うとともに、市内で流通する食品の収去検査により、食品の安全性確保に努めます。さらに、食品営業者及び消費者を対象とした衛生講習会を通じ、食品衛生知識の普及向上を図ります。

(1) 営業施設の許可

市内には、立地条件から大規模小売店舗や食品製造施設が多く、また、地方卸売市場も設置されていることなどから、食品関係営業施設はその数、集中度も県内有数となっています。

食品関係営業施設数

(単位：件)

区分	2		3		4	
	要許可	不要許可	要許可	要届出※	要許可	要届出※
営業施設数	7,746	3,050	7,286	1,996	6,436	1,965
新規許可件数	605	—	898	—	985	—
継続許可件数	872	—	110	—	—	—
廃業件数	662	—	553	—	521	38
不許可件数	2	—	4	—	3	—
ふぐ認証施設数	42	—	38	—	41	—

※法改正に伴い令和3年度から要届出件数となります。

(2) 営業施設の監視指導・収去検査

食品製造施設の監視指導及び食品関係営業施設の一斉監視、食品の収去検査等を行います。

監視指導実績

(単位：件)

区分	年度	2★1	3★1	4★1
監視件数		2,794	2,078	3,009
	要許可	2,142	1,529	2,034
	不要許可(※1)	652	549	975
無許可		19	3	5
指導票交付		43	17	33
違反食品		3	3	10
苦情処理		216	176	234
食中毒		5	1	10
食中毒関連調査		31	17	25
食品の収去検査検体数(※2)		0	0	100
食品の収去検査項目数(※2)		0	0	4,295

※1 法改正に伴い令和3年度から要届出件数となります。

※2 買上げ検査を含みます。

(3) 自主管理体制の強化と夏期及び年末における食中毒予防対策

食品営業者等を対象に衛生講習会を開催します。また、新規営業者講習会、夏期の食中毒予防街頭啓発活動事業等を船橋市食品衛生協会に業務委託を行い実施します。

★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
 ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

食品衛生講習会実績

区分	年度	2★ ¹		3★ ¹		4★ ¹	
		実施回数(回)	参加人数(人)	実施回数(回)	参加人数(人)	実施回数(回)	参加人数(人)
食品衛生講習会		11	277	11	282	42	650
新規業者講習会(※1)		5	104	0	0	4	19
食品衛生責任者養成講習会(※2)		7	325	12	598	12	663

※1 食品衛生協会へ委託しております。

※2 市長が指定した食品衛生責任者を養成するための講習会として食品衛生協会が実施しております。

食中毒予防啓発事業実績 (令和4年度)

夏期一斉監視指導★ ¹	7月15日から8月15日まで
食品衛生月間の実施	8月1日から8月31日まで
食中毒注意報発令	6月1日から9月30日まで
食中毒警報発令	6月29日から9月30日まで
食中毒予防広報の実施★ ¹	8月4日
年末一斉監視指導★ ¹	12月1日から12月28日まで

8. 生活衛生事業

【衛生指導課】

理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場、興行場などの生活衛生関係営業施設について、各法に基づき確認・許可及び監視指導を行います。

また、化製場、遊泳用プールなどの生活衛生関係施設については、立入検査を実施し、衛生上の危害発生防止及び水質管理などについて指導を行います。

水道施設、特定建築物などについては、水道法、小規模水道条例、建築物衛生法に基づき、立入検査を実施し、水質管理及び施設の衛生管理などについて指導を行います。

生活衛生関係施設数及び監視件数

区分	年度	2★ ¹			3★ ¹			4★ ¹		
		施設数	監視件数(件)	監視率(%)	施設数	監視件数(件)	監視率(%)	施設数	監視件数(件)	監視率(%)
興行場		7	1	14	9	0	0	9	3	33
旅館		75	0	0	74	25	34	72	38	53
公衆浴場		44	0	0	41	38	93	41	1	2
理容所		353	0	0	353	0	0	357	0	0
美容所		888	0	0	914	0	0	962	1	0
クリーニング所		306	0	0	302	0	0	289	0	0
特定建築物		102	44	43	103	1	1	102	42	41
化製場		48	0	0	49	0	0	38	34	89
遊泳用プール		24	1	4	23	10	43	21	9	43
水道施設		1,098	40	4	1,099	20	2	1,097	103	9
温泉		3	0	0	2	1	50	2	0	0
建築物衛生事業登録		64	11	17	64	8	13	64	10	16

- ★1・・・新型コロナウイルス感染症の影響により縮小
- ★2・・・新型コロナウイルス感染症の影響により中止

9. 上水道配水管布設費助成金

【健康政策課】

市民の飲料水確保及び公衆衛生の向上のため、井戸水から有害化学物質が検出され、上水道に切り替えようとする市民及び井戸水を上水道に切り替えようとする 10 世帯以上の市民により組織された組合に対し、千葉県又は習志野市が所管する上水道配水管布設（敷地内への引込みを除く）に係る工事費負担金の一部を助成します。

※平成 23 年度以降実績なし。